|  |
| --- |
| 旭川医療センター外来棟建替資金・医療機器整備資金寄附申込書（募集期間:2019年1月4日～2020年8月31日まで）　　国立病院機構旭川医療センター院長 様　　　　　　　　　　　　　　　（西暦・元号）　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（寄附者）　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　市外局番　　　　（　　　　）－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下記のとおり、国立病院機構旭川医療センターに寄附します。記【１　寄附の目的】　　　　　　旭川医療センター外来棟建替資金・医療機器整備資金【２　寄附の金額】　　  金　　　　　　　　　　　　　円也　　　　　　【３　寄附の方法・予定年月日】　　（１）寄附の方法（いずれか○をして下さい）　　　　　　　　　　現　金　　・　　振り込み　　　（２）寄附予定年月日　　　　　（西暦・元号）　　　年　　月　　日　　　【４　院内寄附銘板への芳名掲示について】 ※寄附１万円以上の場合に掲示　　　（いずれか〇をして下さい）　　（１）掲示の同意　　　 同意する 　 ・ 　 同意しない　　 　　（２）掲示の字体　　　　 漢　字　　・　　ローマ字　　・イニシャル　　【5　その他】(寄附にその他条件がございます場合には、その内容をご記入下さい)※　下線(アンダーライン)の箇所をご記入ください独立行政法人国立病院機構寄附受入規程《抄》（寄附受入の条件）第３条　国立病院機構は、寄附をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したとき　　は、寄附を受け入れることができない。　一　寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与または貸与すること　二　寄附による研究の結果得られた知的財産等を寄附者に譲渡し、または使用させること　三　寄附金品の使用について、寄附者がその会計を検査すること　四　前各号に掲げるもののほか、寄附をしようとする者が国立病院機構に対してその他の反対　　給付を求めること　五　寄附の申込み後に、寄附者の意思により、寄附金等の全部または一部を取り消すことがで　　きるもの２　 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。　一　寄附金品の受け入れに伴い、国立病院機構の経費支出が著しく増大するおそれのあるもの　二　独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成２７年規程第６３　　号）第２条に規定する反社会的勢力からのもの　三　法令により寄附が禁止されている者からのもの　四　その他理事長が適当でないと認めるもの |